

役員報酬規程

社会福祉法人 昭和村

軽費老人ホーム 溪泉荘

特別養護老人ホーム 市原園

市原園デイサービスセンター

市原園在宅介護支援センター

市原園居宅介護支援事業所

令和 1 年 9 月 27 日改正
令和 年 月 日届出

社会福祉法人昭和村 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村(以下「法人」という。)の役員等の報酬について規定し、事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、社会福祉法人昭和村の評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員とする。

(報酬額)

第3条 法人の常勤役員については、その業務及び責任に対し報酬を支払うことが出来る。
なお、報酬額については、社会的に鑑みそれ相当額の範囲とすると共に、その決定については、評議員会が定める。

2 理事長の報酬は、月額 330,000 円とする。

3 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、又は法人運営に関する会議等に出席した役員等には、1回 8,000 円の報酬を支払う。ただし、職員で役員等を兼務する者には、支払わない。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行う。

(細則の制定)

第5条 理事長は、この規程の施行上必要と認めるときは、細則を定めることが出来る。

- 附則 1 この規程は、平成 19 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 平成 26 年 12 月 18 日 第 3 条第 2 項の一部を改正する。
- 3 平成 28 年 3 月 24 日 第 3 条第 2.3 項の一部を改正する。
- 4 平成 29 年 1 月 25 日 第 2 条の役員を役員等と改正し、評議員選任・解任委員を加える。
第 3 条に評議員選任・解任委員会を加える。等
- 5 平成 28 年 3 月 28 日 第 3 条 3 項に職員兼務者には支払わないを追加。
- 6 令和 元年 9 月 27 日 第 3 条 第 2 項 理事長の報酬を月額で定額への表記に改正